税務システム標準仕様書【第4.1版】

令　和　７　年　３　月
総 務 省 自 治 税 務 局

税務システム標準仕様書【第4.1版】（概要）

自治体システム等標準化検討会（税務システム等標準化検討会）取りまとめ（令和7年3月31日 公表）

本仕様書の目指す姿、目的、対象等

目指す姿

・複数のベンダが広域クラウド（全国規模のクラウド）上でシステムのアプリケーションサービスを提供。
・各地方団体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、発注・維持管理や制度改正対応の負担がほとんどなく、業務を実施可能。

目　的

・カスタマイズを原則不要にする。
・ベンダ間での円滑なシステム更改を可能とする。
・地方行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う。
⇒人口減少社会・デジタル社会における住民サービスの維持・向上

対　象

・全ての市区町村とする。
（一部、都道府県が行う事務もあるが本仕様書の対象外とする）

標準準拠の基準

・実装必須機能は実装が必要、標準オプション機能は事業者が選択的に実装し、それ以外の機能は実装しないことが必要。

想定する利用方法

・本仕様書に準拠していることを要件に付すだけで、システムの調達が可能となることを想定。

改　定

・例年の税制改正や、地方団体等による機能改善の提案及び新たな技術開発等があった場合には、本仕様書の改定を想定。

本仕様書の構成とポイント

第1章　本仕様書について
➢ 本仕様書の背景、目的、対象等を説明。

第2章　業務フロー等
➢ モデル的な業務フロー及び業務フローに示すタスクを整理したツリー図を提示。

第3章　機能要件
➢ 各業務を実施するために必要な機能要件を規定。
➢ 各地方団体において条例等に定める事項への対応方針を規定。
➢ 外部機関や標準化対象外システムとの連携方法を規定。
➢ エラー・アラートやEUC、バッチ処理（一括処理）等に係る要件を規定。

第4章　帳票要件
➢ 各業務を実施するために必要な帳票要件や帳票印字項目・諸元、帳票レイアウトを規定。

第5章　その他要件
➢ 他業務と連携するためのデータ要件・連携要件や、セキュリティ等非機能要件については、デジタル庁等が策定するものによる旨を規定。

第6章　用語
➢ 本仕様書で使用している用語を定義。

参考
➢ 地方団体におけるシステムの新規構築時や更改時におけるシステム設計の検討等に資するように、業務概要（全体図）及びシステム構成図を提示。

税務システム標準仕様書【第4.1版】について

○ 「新経済・財政再生計画改革工程表（2019）」及び「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日・閣議決定）において、個人住民税、法人住民税、固定資産税及び軽自動車税に係る情報システムについて、令和2年夏以降、住民記録システムの成果も反映し、標準仕様書の作成を進めることとされた。

○ これを受け、税務システム等標準化検討会（座長：庄司昌彦武蔵大学社会学部教授）を開催し、令和2年6月以降、標準仕様書の検討を重ねてきた。

○ 本仕様書は、同検討会に設置されたワーキングチーム（個人住民税WT、法人住民税WT、固定資産税WT、軽自動車税WT及び収滞納管理WT）における議論や、全国の市区町村及び一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）への意見照会結果を基に、令和6年8月に第4.0版として取りまとめたものを、更にブラッシュアップを行い、今般、第4.1版としてとりまとめた。

○ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）においては、標準化対象事務について、所管大臣が標準化基準を定め、地方公共団体は、標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用しなければならないこととされている。

本仕様書の構成

第1章　本仕様書について　－本仕様書の背景、目的、対象等を説明
第2章　業務フロー等　－モデル的な業務フロー及び業務フローに示すタスクを整理したツリー図を提示
第3章　機能要件　－各業務を実施するために必要な機能要件を規定
第4章　帳票要件　－各業務を実施するために必要な帳票要件や帳票印字項目・諸元、帳票レイアウトを規定
第5章　その他要件　－データ要件・連携要件及び非機能要件について、デジタル庁等が策定するものによる旨規定
第6章　用語　－本仕様書で使用している用語を定義
参　考　業務概要（全体図）及びシステム構成図

標準仕様書の対象地方団体及び税目について

○ **本仕様書は、標準化法対象事務省令**（「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令」（令和4年デジタル庁・総務省令第1号））**第6条第1号に基づき、市区町村が行う個人住民税（森林環境税を含む。）、法人住民税、固定資産税（都市計画税を含む。）及び軽自動車税の賦課徴収に係る基幹税務システムを対象とする。**

※1　上記税目に係る標準仕様と共に、上記税目に係る収納管理、滞納管理及び税務共通の標準仕様についても定義。

※2　なお、税務事務を補助するために導入されているサブシステムや固定資産税の評価業務等は本仕様書の対象外。

■区域ごとの賦課徴収の主体と標準化対象の整理（灰色箇所は、標準化対象外。）

税目	市町村の存する区域	特別区の存する区域	備考
個人住民税（都道府県民税及び市町村民税）	市町村	特別区	・都道府県の個人住民税も、市町村（特別区を含む。）が賦課徴収するため、対象とする。
森林環境税	市町村	特別区	・森林環境税は国税だが、市町村（特別区を含む。）が賦課徴収する。
法人住民税	市町村	都	・特別区の存する区域における法人住民税は、都税として都が賦課徴収する。
固定資産税	市町村	都	・特別区の存する区域における固定資産税は、都税として都が賦課徴収する。 ・大規模償却資産は都道府県が賦課徴収する。
都市計画税	市町村	都	・特別区の存する区域における都市計画税は、都税として都が賦課・徴収する。
軽自動車税（種別割）	市町村	特別区	・環境性能割は都道府県が賦課徴収する。

機能要件

○　各業務を実施するために必要な機能について、【実装必須機能】、【標準オプション機能】及び【実装不可機能】の三類型に分類して定義。また、行政区の管理など、指定都市特有の機能については、指定都市要件として定義している。

○　地方税においては、税率や減免、納期など、各地方団体の判断に委ねられている事項も多く存在。これらについては、パラメータ処理により対応することを基本とするが、これによりがたい場合には、標準準拠システムとは別にシステムを構築して情報連携するアドオンにより実現することを想定する。

○　作成に当たっては、地方団体及び事業者の意見を踏まえ、現在の実務や業務システムの実態を踏まえた機能要件とするとともに、デジタル社会においてあるべき姿を踏まえた新機能に係る要件を盛り込んでいる。

■機能要件（個人住民税の例）

項番	枝番	機能名称	改定種別	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	第4.1版への改定理由 （第4.0版からの変更点）	3.0版適合基準日	4.0版適合基準日	4.1版適合基準日
1. 個人住民税基本情報管理												
1.1. 基本情報管理												
1.1.1.		基本情報管理		0100001	賦課期日現在の住民記録情報、住登外情報及び前年度の課税情報などに基づいて、新年度課税対象者を抽出できること。	実装必須機能	新年度の課税対象者の台帳を作成する機能を想定している。	正確な課税を実施するため、新年度の課税対象者を抽出し、新年度の台帳作成に必要な情報の取得及び台帳に情報反映する機能。				
1.1.2.				0100002	賦課期日現在の他業務情報（住民記録情報、住登外情報、国民健康保険情報、介護保険情報、生活保護情報、後期高齢者医療情報及び障害者情報）及び前年度の課税情報から、課税の根拠となる情報を抽出し、新年度の基本情報を一括で更新・管理（設定・保持・修正）できること。 個別で更新・管理（設定・保持・修正）もできること。	実装必須機能	1.1.1.処理と連動して、作成した新年度の台帳に、課税業務に必要となる情報を反映する（直接的に課税情報として反映させるものではない）機能を想定している。					
1.1.3.				0100003	新年度の基本情報を一括で更新する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目についての処理結果、エラー及びアラートを確認するためのチェックリストが出力できること。	実装必須機能						
1.1.4.				0100004	基本情報として、基礎年金番号を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能						
1.1.5.				0100005	個人ごとに、優先課税資料情報（確定申告書・住民税申告書・特別徴収給与支払報告書・普通徴収給与支払報告書・公的年金等支払報告書など）を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能		実現性評価や団体の運用を鑑み、要件を緩和し、標準オプション機能としている。				

機能要件一覧（1／4）

個人住民税

大分類	中分類
1. 個人住民税基本情報管理	1.1. 基本情報管理
	1.2. 給与支払報告書（総括表）作成管理
	1.3. 申告書作成管理
	1.4. 申告情報等登録処理
2. 当初課税準備	2.1. 所得・税額決定
	2.2. 扶養・控除対象配偶者の確認
	2.3. 住登外課税処理
	2.4. 転勤退職処理
3. 更正	3.1. 未申告・修正申告処理
	3.2. 調査課税処理
	3.3. 減免・免除処理
	3.4. 特別徴収異動処理
	3.5. 年金特徴異動処理
	3.6. 更正（当初・例月）処理
	3.7. その他更正処理
4. 交付	4.1. 給与特別徴収税額通知発行
	4.2. 普通徴収納税通知発行
	4.3. 年金特別徴収通知発行
	4.4. 通知書再発行
	4.5. 証明書発行
	4.6. 発行情報管理
5. 照会	5.1. 他団体等への照会
	5.2. 他団体等からの照会
6. 調定・統計	6.1. 調定処理
7. 賦課情報等受渡	7.1. 賦課情報等受渡
8. 検索	8.1. 検索
9. その他	9.1. その他

法人住民税

大分類	中分類
1. 法人基本情報管理	1.1. 基本情報登録・修正
2. 申告書受付	2.1. 申告案内・納付書作成
	2.2. 申告書登録・課税作成
	2.3. 都道府県連携・申告是認
3. 更正・決定	3.1. 更正・決定処理
4. 未申告調査	4.1. 未申告法人調査
5. 証明書発行	5.1. 証明書発行
6. 減免	6.1. 減免基本情報管理
7. 調定処理・統計資料作成	7.1. 調定処理
	7.2. 調定表作成
8. システム共通	8.1. 検索
	8.2. 保守機能
	8.3. 他システム連携

機能要件一覧（2／4）

固定資産税

大分類	中分類
1. 土地管理	1.1. 土地登記情報マスタ管理
	1.2. 土地（補充）課税台帳管理
2. 家屋管理	2.1. 家屋登記情報マスタ管理
	2.2. 家屋（補充）課税台帳管理
3. 償却資産管理	3.1. 償却資産課税台帳管理
4. 納税義務者管理	4.1. 納税義務者マスタ管理
	4.2. 共有者管理
5. 特例・非課税類型マスタ管理	5.1. 特例・非課税類型マスタ管理
6. 賦課処理	6.1. 税率等の設定
	6.2. 名寄処理
	6.3. 当初賦課処理
	6.4. 負担調整措置
	6.5. 更正（税額変更）処理
	6.6. 調査課税処理（償却資産）
7. 減免等処理	7.1. 減免類型マスタ管理
8. 交付	8.1. 通知書・納付書発行
	8.2. 証明書発行
9. 調定・統計	9.1. 調定処理
	9.2. 固定資産税関係統計資料
10. 履歴・検索・照会	10.1. 履歴・検索・照会
11. 都市計画税	11.1. 都市計画税
12. その他	12.1. 他システム連携

（注）土地評価及び家屋評価に係る要件（評価調書の作成・発行、評価額の計算など）は本仕様書の対象外。

軽自動車税

大分類	中分類
1. 軽自動車税（種別割）基本情報管理（当初課税・税額変更）	1.1. 車両台帳情報管理
	1.2. 異動情報登録処理
	1.3. J-LIS（軽自動車検査情報市区町村提供システム）連携
	1.4. 異動履歴等管理
2. 当初課税	2.1. 当初課税処理
3. 税額変更	3.1. 税額変更申告受付処理
	3.2. 減免処理
	3.3. 税額変更処理
	3.4. その他税額変更処理
4. 交付	4.1. 納税通知発行
	4.2. 各種通知発行
	4.3. 証明書等発行
	4.4. 発行管理
5. 照会	5.1. 物件照会
	5.2. 収納状況照会
	5.3. 定型照会
6. 調定	6.1. 調定処理
7. 検索	7.1. 検索
8. その他	8.1. システム管理
	8.2. その他機能

機能要件一覧（3／4）

収納管理

大分類	中分類
1. 賦課・収納情報管理	1.1. 賦課・収納情報管理
2. 収納	2.1. 入金・消込処理
	2.2. 口座振替処理
	2.3. 軽自動車税（種別割）一括納税
3. 還付充当	3.1. 過誤納対象者抽出
	3.2. 充当処理
	3.3. 還付処理
4. 滞納整理	4.1. 延滞金処理
	4.2. 督促処理
5. 決算	5.1. 繰越処理
	5.2. 調定処理
6. 交付	6.1. 納付書等発行（再発行）
	6.2. 証明書発行
7. 統計	7.1. 統計資料作成
8. その他	8.1. 他業務システム連携
	8.2. 納付義務者の拡張管理
	8.3. 検索
	8.4. その他

滞納管理

大分類	中分類
1.滞納情報管理	1.1. 滞納情報管理
2.滞納整理	2.1. 滞納情報管理
	2.2. 催告処理
	2.3. 交渉・臨戸処理
	2.4. 分割納付処理
	2.5. 徴収（換価）猶予処理
	2.6. 納付受託処理
	2.7. 財産調査処理
	2.8. 滞納処分処理
	2.9. 公売管理
	2.10.滞納処分の停止処理
	2.11. 時効処理
	2.12. 不納欠損処理
3.交付	3.1. 納付書等発行（再発行）
4.その他	4.1. その他
	4.2. 他業務システム連携
	4.3. 検索

機能要件一覧（4／4）

税務共通

大分類	中分類
1. 共通機能	1.1. 管理項目
	1.2. 検索・照会
	1.3. 抑止設定
	1.4. 端数処理・税額計算
	1.5. 証明・通知
	1.6. 返戻・公示送達
	1.7. 連携
	1.8. 共通管理
	1.9. エラー・アラート項目
	1.10. 様式・帳票出力
	1.11. データ要件　※デジタル庁策定
2. 非機能要件	※デジタル庁等策定

帳票要件

○　業務を実施するために必要な帳票の要件を規定。【実装必須帳票】及び【標準オプション帳票】について、帳票の概要（帳票の用途）、出力条件等を規定した上で、必要な帳票に関しては帳票印字項目及び帳票レイアウトを定義している。

○　地方団体から納税義務者や外部機関に通知・送付する外部帳票のうち、納税義務者や外部機関が複数の地方団体から受け取ることが想定されるものについては、省令様式や基準となる様式が存在しないものであっても、帳票レイアウトを定義している。

○　他方、地方団体が内部事務で使用する内部帳票については、帳票の用途等のみを明示し、帳票印字項目及び帳票レイアウトは定義していない。

○　各地方団体においては、事業者のパッケージシステムにて提供される帳票をそのまま利用する。

■税目ごとの帳票例

税目	外部帳票	内部帳票
個人住民税	所得証明書、扶養調査に関する照会文書	給与支払報告書媒体提出事業所リスト、調定表
法人住民税	減免決定通知書、更正決定通知書	減免決議法人一覧、申告書作成法人一覧
固定資産税	納税通知書、公課証明書	課税標準額の特例措置リスト、 更正（賦課）決定決議書
軽自動車税	減免決定通知書、標識交付証明書	車検証データ取込済みリスト、車両一覧
収納管理	口座振替済通知書、督促状、納付書	口座振替開始通知出力リスト、収入額集計表
滞納管理	差押書（不動産）、交付要求通知書	送達一覧、交渉経過一覧

（注）上記に例示している外部帳票は全て帳票レイアウトを定義。

帳票レイアウト例

帳票ID0110002_更正決定通知書

999-99999
●●●県●●●市●●●町●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●マンション●●●●号室●●●●
株式会社　●●●●　様

（記号）第　　号
NN●年●月●日

●●●●●長（職務代理者）
●●●●●●●●●●●●●●●
●●　●●

印

法人●民税更正・決定通知書

次のとおり更正・決定しましたので通知します。

法人管理番号	123456789012345	法人番号	1234567890123
法　人　名	株式会社　●●●●●		
所　在　地	●●●県●●●市●●●１丁目１番地 ●●●ビル１Ｆ		
申告区分	確定申告	法人税の修正・更正日	NN●年●月●日
事業年度	NN●年●月●日　から　NN●年●月●日　まで		
更正決定事由	地方税法●●●条　　による更正 （例）　分割基準の修正による税額の変更		

区　　分	更正・決定前	更正・決定後
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	1,122,964,000 円	1,133,964,000 円
分割基準	2,500/2,500	2,500/2,500
課税標準額又は分割課税標準額	1,122,964,000 円	1,133,964,000 円
税率	10.0 %	10.0 %
法人税割額	112,296,400 円	113,396,400 円
市町村民税の特定寄附金税額控除額	241,000 円	241,000 円
税額控除超過額相当額の加算額	0 円	0 円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	242,000 円	342,000 円
外国の法人税等の額の控除額	243,000 円	243,000 円
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	244,000 円	244,000 円
差引法人税割額	111,326,400 円	112,326,400 円
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	245,000 円	245,000 円
納付すべき法人税割額	① 111,081,400 円	② 112,081,400 円
均等割月数	12 月	12 月
納付すべき均等割額	③ 3,600,000 円	④ 3,600,000 円
合計税額(①＋③)又は(②＋④)	⑤ 114,681,400 円	⑥ 115,681,400 円
この通知により納付すべき又は還付すべき（一印）税額（⑥－⑤）		⑦ 1,000,000 円
指定納期限 NN●年●月●日	⑦の内訳 法人税割額(②－①)	1,000,000 円
	均等割額(④－③)	0 円

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に●長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に●を被告として（●長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

【お問い合わせ先】
●●●市役所　●民税課　課税係
〒999-9999
●●県●●市●●　１－１－１
TEL 111-111-1111（内線1111）

【第4.0版】から【第4.1版】への変更概要①

（1）税制改正等による変更

① 原動機付自転車の区分見直しへの対応

【軽自動車税】

➢ 二輪車の車両区分の見直しにより「最高出力」が車両を区分する要件に追加されたことに伴い、車両情報の管理項目に「最高出力」を追加。【実装必須機能】

➢ 「最高出力」の印字が必要となる帳票（減免申請書（汎用）等11帳票）の帳票印字項目・諸元表、帳票レイアウトに「最高出力」を追加。【実装必須機能】

② 給与支払報告書等のみなし提出への対応

【個人住民税】

➢ 紙・光ディスクで提出された、給与支払報告書データ及び公的年金等支払報告書データについて、国税連携システムへ登録するCSVデータを作成する機能を追加。【実装必須機能】

➢ 国税連携システムへの連携方法が異なる、紙・光ディスク提出分とeLTAX提出分とを分けて管理するため、課税資料（住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書）ごとに提出区分（紙、光ディスク、eLTAX、不明）を管理できる機能を要件化。【実装必須機能】

③ 固定資産税の住宅用地に関する申告のデジタル化に伴う対応

【固定資産税】

➢ eLTAXで行われた固定資産税の住宅用地に関する申告データをCSV形式で一括及び個別に取り込める機能を要件化。【実装必須機能（※当分の間、標準オプション機能）】

➢ 取り込んだ電子データ「住宅用地に関する申告情報」を固定資産税システムで参照・削除及び印刷できる機能を要件化。【標準オプション機能】

【第4.0版】から【第4.1版】への変更概要②

（1）税制改正等による変更（続き）

④ 国税・地方税情報連携の拡充への対応

【個人住民税・固定資産税・軽自動車税・滞納管理】

➢ 国税から、個人住民税の課税情報等についてオンライン照会があった場合に、照会情報を取り込み、回答をCSV形式で出力する機能を要件化。【実装必須機能】

【滞納管理】

➢ 国税に対して、滞納情報についてオンライン照会をする場合に、照会情報をCSV形式で出力し、国税からの回答を取り込む機能を要件化。【実装必須機能】